防大学第 6 7 4 号 昭和 55 年 10 月 29 日

各部長学術情報センター長殿各学群長

防衛大学校長

本科学生の要員配分について (通達)

改正 平成 12 年 4 月 1 日防大総第 339 号 平成 19 年 1 月 9 日防大総第 7 号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、防大学第652号(53.11.27)は、廃止する。

記

## 1 方針

- (1) 要員の配分決定は、学生の志望を優先考慮して行うことを原則とする。
- (2) 選考に当たつては、努めて陸上、海上及び航空自衛官要員の能力の 平均化を図る。

## 2 配分数

防衛大学校規則第9条第1項に定められた陸上、海上及び航空自衛官要員 の配分基準に基づく配分数は、人文・社会科学及び理工学の専攻別に、操縦 適性の有無を区分し、毎年度、別に示す。

## 3 操縦適性検査

(1) 操縦適性の有無を判定するため、航空心理適性検査及び航空身体検査を実施する。

- (2) 航空心理適性検査は、自衛官の心理適性検査に関する訓令(昭和51年防衛庁訓令第37号)第5条に規定する操縦士の航空従事者技能証明を得ようとする者に実施する検査に準じた検査とする。
- (3) 航空身体検査は、航空身体検査に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令 第1号)第5条に規定する検査甲に準じた検査とする。

## 4 細部要領等

要員選考に関し必要な要領及び手順等の細部は、訓練部長の定めるところによる。